

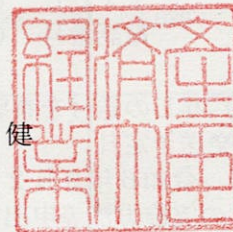
経済産業省

20240822公開経第2号
令和6年8月26日

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

経済産業大臣 齋藤 健



令和6年2月29日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、相当の部分につき開示請求があつてから60日以内に開示決定等をするものとして行った開示決定（令和6年4月30日付け20240229公開経第1号）の残りの部分について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
内閣法制局説明資料 本文 「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案御説明資料 内閣法制局説明資料 令和6年2月 経済産業省」
 - 不開示とした部分とその理由
無し
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- ※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 開示の実施の方法等
 - 開示の実施の方法
別紙1記載の「1.（開示の実施の方法別）開示実施手数料」の「実際の手数料」を御覧ください。
また、上記「開示の実施」を受けるためには、法第14条第3項の規定により、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」書式に所要事項を御記入のうえ、この通知書を受け取った日から30日以内に下記情報公開窓口宛て御返送いただく必要がありますので御留意ください。
 - 開示を実施する日